

御代田町の 特産品を募集します

認定された品物には「御代田町特産品認定第〇〇号」の表示ができます。

町は「御代田町特産品認定事業」を行っています。

この事業は、特産品の認定を行い、その広報と販売に助力をし、町の産業振興を目的としています。

認定基準

御代田町のイメージにふさわしく、品質に優れ、食品衛生法および関係法令に違反していない物品

認定有効期間

認定の日から3年間。平成17年度に認定を受けたものは、更新が必要となります。

審査手数料

新規 1品 1,000円
更新 1品 500円

申込締切

2月27日(金)

※認定申請書は、産業経済課 商工観光係に用意しています。

申し込み・問い合わせ先

産業経済課商工観光係

(内線31)

第15回 町民カーリング大会参加者募集

3月14日(土)

午前9時開会式(受付8時30分～)

場所 カーリングホールみよた

主催 御代田町体育協会

主管 御代田町体育協会カーリング部

後援 NPO法人あさまハイランドスポーツクラブInカーリングホールみよた



体協カーリング部では、町民カーリング大会を開催します。親子や友達と一緒に参加してみませんか。

参加資格

町民または、町内に勤務している人(小学校5年生以上)

参加費(当日集金)

大人：2,000円
子ども：1,000円

※リンク使用料、用具使用料、保険料、昼食代

持ち物

上履き(泥などで汚れていないもの)、手袋、帽子、暖かい服装

申込方法

御代田カーリング部事務局(軽井沢観光内)または、カーリングホールみよたに申込用紙があります。記入後はFaxかご持参ください。

Fax(32)8809

申込締切

3月5日(木)

その他

練習を希望する方は、町民カーリング教室を開催しますので、ご参加ください。

問い合わせ先

軽井沢観光内 柏木

(32)2255

カーリングホールみよた

(32)0019

「ごんにちは農業委員会です」

■御代田町農業委員会事務局32-3111 内線27・64番

身近な相談は農業委員へ

最近、農業政策がマスコミで頻繁に報道されるなど、国の農業情勢は私たちにとって身近で、とても重要な問題になってきました。こうしたなか、農業委員会の役割がより重要になってきていますが、適切な農政活動を行うため、また農業者の代表としての活動を改めて紹介します。

○農地の売買や転用の許可について、農地法の理念に添って的確に審議し、決定します。

○農地パトロールを行い、遊休農地・耕作放棄地・無断転用などの点検確認を積極的に行い、地域の農地の把握に努めています。

○農業者の代表となり、広く意見を国・県・町に建議、答申します。

○農政の諸課題に対し、研究・活動を行います。

○農業に関する年金・税金・相続などの相談を受け、

身近な問題には仲介などの調整を行います。

○意欲ある担い手を育成・確保し、農用地の利用集積と集団化に努めます。

農業委員会は皆さんと共に農業を考え、農業者本位の立場で活動を行っています。農業委員はこうした農家と行政の橋渡し役として「地域の世話役」を担っています。農業問題で、地域で話し合いやご要望がありましたら、気軽に地域の農業委員へご相談ください。

遊休地を利用 そばの花畑

農業委員会では、平成16年から昨年まで、メルシャン美術館北にある約30アールの遊休農地にそばの花を咲かせて、美術館を訪れた観光客に愉しんでもらいました。

農業委員会では、これからもこうした活動を通じて、農地の多面的機能を啓発したいと考えています。

交通手段を持たない皆さんの日常生活をサポート

タクシー利用助成事業が4月1日から実施されました

主に交通手段を持たない皆さんの日常生活をサポートするために、タクシー利用の助成事業が4月1日から始まりました。
12月9日現在での利用者は、164名となりました。
75歳以上の町民の方ならだれでも使えるということで、利用者の皆さんには好評です。

タクシー利用助成券は、 どうやって使うの？

このタクシー利用助成券とは、1枚600円を先に自己負担していただく、タクシーの利用の際に1,500円まで利用ができるものです。年間(平成20年4月1日から21年3月31日まで有効)で1人24枚までが購入できます。

まだこの制度をご利用されていない方は、町役場企画財政課まで申し込みください。

使わなかったタクシー利用助成券はどうすればいいの？

既にタクシー利用助成券を購入されている方で、3月31日までに利用できなかった場合は、払い戻しができます。

払い戻しの手続は、平成21年4月1日から4月30日の1ヶ月の間に町役場企画財政課へ、使用しなかったタクシー利用助成券をお持ちの上、払戻請求書の記入をお願いいたします。口座振込により利用しなかった利用助成券1枚当たり600円をお返しします。

なぜ、おつりが もらえないのですか？

このタクシー券は、「1,500円の金券」を給付する福祉事業ではありません。町内の主要な場所への移動は、公共的な施設に自宅が近い方であろうと遠い方であろうと、町民であれば等しく600円の自己負担でできるということを目的としています。公共的な移動回数については、低額の自己負担で確保するという、公共交通目的の事業であることをご理解願います。

タクシー利用助成事業の内容

- 1 御代田町に住所があり、満75歳以上の方ならだれでも利用できます。
- 2 タクシー利用助成券については、次の条件があります。
 - ①御代田町内で乗車し、町内で降車となります。
 - ②本人が乗車する必要があります。(相乗りも可能です)
 - ③通院・買物などの日常生活に必要という目的で利用できます。遊興目的では利用できません。
 - ④1人で年間24枚まで利用できます。
 - ⑤タクシー利用助成券を他人に譲渡することはできません。
- 3 タクシー利用助成券の購入方法
 - ①企画財政課窓口で申請書を記入します。
 - ②助成券1枚当たり600円をお支払いいただきます。(6枚単位3,600円で購入)
 - ③代理の方が申請する場合は、本人の委任状を添付する必要があります。
- 4 タクシー利用助成券の利用
 - ①助成券には身分証がついていますので、乗車の際には切り離さずに運転手に提示してください。
 - ②この助成券は1回1,500円まで利用できます。
 - ③1回の乗車で1,500円を超えた金額については、その都度ご自分でお支払いください。

問い合わせ先 企画財政課企画係 32-3111 内線52